

マイナンバー制度が始まります。

平成27年

10月から、みなさんにマイナンバーが通知されます。

マイナンバーって何？

- ・マイナンバーは、新しく全ての国民に付番される「一人にひとつだけの固有の番号」です。
- ・原則、生涯変わることがありません。
- ・国や都道府県、市区町村など行政機関の窓口で申請手続き等に必要になります。
- ・各関係機関が保有している個人情報とマイナンバーを結び付けて、本人の特定と個人情報のやりとり(連携)に利用されます。
- ・勤務先でも、税手続き事務などでマイナンバーの提示が必要です。



マイナンバーキャラクター：
マイナちゃん

マイナンバーの 目的って？

行政事務等を行う機関では、それぞれの業務で保有する対象者に関する情報などを、別々の業務番号やIDで管理していますが、その番号やIDでは、それらの事務の同一人の情報同士を結び付けることはできませんでした。

このため同一人であることを氏名や住所、生年月日などの基本情報で特定するため、事務処理に時間や作業の無駄が生じ、正確な情報把握ができていく環境となっていました。

マイナンバーを導入することで、複数の機関や事務で番号によって同一人が容易に特定でき、これを結び付けて連携することで、国民の利便や行政事務効率の向上、適正な負担と給付を図ることなどを目的としています。

マイナンバーで何が変わるの？…〔3つのメリット〕

行政の効率化

1 手続きが正確
で早くなる

国の行政機関・地方公共団体などで、申請手続き等における様々な資料や情報の照合・入力、申請者の確認などに要している時間や労力が削減され、手続きがスムーズになります。

国民の利便向上

2 面倒な手続き
が簡単に

申請時に必要な課税証明書等の資料の添付を省略できるなど、国民の負担が軽減されます。また、自分の保険料等の納付状況の確認や、行政からのサービス情報をインターネットで個人の専用ページから取得できるようになります。

公平・公正な社会の実現

3 給付金などの不正
受給の防止

行政機関等が、国民の所得や他の行政サービスの受給状況などを把握しやすくなり、不正受給などを防止できるとともに、サービスが必要な方に、きめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

マイナンバー

検索

全国共通ナビダイヤル【受付時間】平日9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平成27年10月から、国民一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 市区町村から、住民票に登録された住所に通知カードが送付されます。
- 通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を指定発行機関に郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

法律で定めた事務以外で マイナンバーの収集・提供はできません。

- 個人情報やプライバシーを保護するため、マイナンバーを利用できる事務の範囲や、マイナンバーの収集・提供・保管などの行為は、法律で厳しく制限されます。
- 関係機関では、情報システム制御や事務の運用規程など、様々な安全対策が講じられます。
- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

平成28年1月から、 マイナンバーの利用が始まります。

- 年金、雇用保険、医療保険などの各手続き、確定申告など税の手続きから、順次マイナンバーの利用が始まります。
- 民間の事業所も、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた事務に限り、マイナンバーを取り扱いますので、従業員の方は勤務先でもマイナンバーの提示が求められます。

個人情報を守るため 様々な安全対策がとられます。

- 国の専門委員会がマイナンバーの適正な利用等を監視・監督します。
- 行政機関等が事前にマイナンバーを利用する事務を評価する制度が導入され、外部第三者による点検も実施されます。
(※鳥取市では外部委員による評価審査会を新設します。)
- 情報システムを利用する職員の制限や、行政機関等の中で連携する個人情報データの暗号化などが図られます。



民間の事業所でもマイナンバー対応が必要です。

- 各事業所では、源泉徴収などの税手続きや、健康保険、雇用保険などの事務で、関係書類にマイナンバーの記載が必要になります。
- このため、従業員やその家族のマイナンバーを収集して管理するなど、次の対応が必要になります。
 - ①従業員や家族のマイナンバーの適切な収集と管理。
 - ②給与システムなどの改修。
 - ③法律に基づく個人情報等の安全管理対策。
 - ④事務処理規程などの見直しや整備。

マイナンバー制度では次の二つのカードのいずれかを所持いただきます。

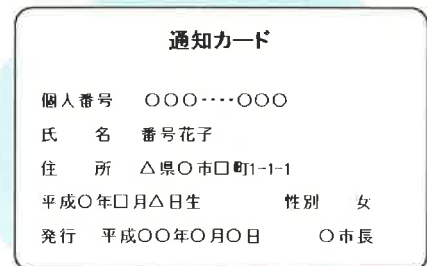
《個人番号カードのイメージ》



【個人番号カード】

希望者で申請いただいた方に交付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示と本人確認などに使用します。交付時に住基カード、通知カードは返納いただきます。

《通知カードのイメージ》



【通知カード】

マイナンバー通知の際に世帯ごとに送付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示に使用します。本人確認のため身分証明書類も同時に必要です。

マイナンバーは一生使うものです。大切に保管してください。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式twitter

https://twitter.com/mynumber_pr